43.1.15　No 459

とかち新聞

主筆 松山明

（発行所）北海道足寄郡足寄町　とかち新聞社　電話 1351番

本紙定価 1部25円　1カ月75円　1カ年前納750円

役場敷地 議決した交換で

小林町長が言明

（足寄町議会の十二月定例会における一般質問から）

神本議員　教員の宿日直をどうするか、酪農道の整備、無水農家の解消、産業振興対策はどうか、山村振興計画の内容はどうか、各種諮問委員会は相当数あるが効果があるか

清水教育長　宿日直の問題は四十三年度から管内一致して原案をつくり町村会で検討するが、週一回、月一回をやって頂き他は希望があればやって頂くが無人化となってゆく

小林町長　四十三年から六十年までに道、は市町村道の整備を検討し一級、道々に昇格する、町は日本一広いので道のモデルとして三〇%を一級として指導をうける、無水農家は五戸以上連担の十地区で二千五百万円の工事費が必要で、山村振興法の年次計画で八地区一千八百五十万円を四十六年までに完成させ、あとの二地区は道費補助でやりたい、上利別、豊登牛は簡易水道をすすめたい、産業振興対策として一千五十戸の農家を四十六年までに九百戸を想定しており、六百戸を酪農化、二百戸を肉畜経営、残りを混同経営農家と考えている、大規模草地のとなりに五十戸は入れられるというので国で四十四、四五年に完全調査、四十六、七年に全体設計、四十八年に着工でおよそ十億円になるという、山村振興法は四十三年から四カ年の計画で、生産基盤の整備として暗きょ排水など九百八十七カ所、環境整備として農村電話施設に七千五百四十八万円、簡易水道に一千八百五十万円、公民館分館的地域集会所を芽登と大椴地に設置したい

沼田助役　各種諮問委員会は町民の意向を把握するためのものだから成るべきものは近く整理したい

新沼議員　白滝線の用地交渉の経過をききたい、北電営業所は足寄事務所から供給をうけているのでその近くへ移転するのが有利だが折衝したか、南国橋、足寄橋に歩道橋をつけるべきが開発建設部に話したか、指定金融機関は二年不動産取引がふるわない

小林町長　白滝線の関係は鉄道建設公団から要請の資料について関係者との調整がスムーズにゆかずにおくれているが、最終的には個人との買収となるが軌道委員会のなかに小委員会を設け速やかに発足させたい、一本千円の多イの補償が実行されないと指摘されており調会への不信感は適当でないと考えるが中足寄の人々は補償されれば用地買収に応ずるとのことなので不信感を排除してすすめたい、南国橋の歩道橋は四十四年といわれているが足寄橋は詳明できないとのことであった、指定金融機関は道銀さんに不合理はないが町としてどうすべきか議会でも検討して頂きたい

小泉開発課長　北電営業所の高圧線がジャマになる現在の状況から建物の制約をうけるので北電へ交渉したが多額の建設費用がかかるので明るい回答はなかったが努力したい

伊藤議員　公用廃止地について十一月二十七に農地売渡しの申請が出たのは事実か、この十地は区画整理事業の財源として下付となった原則を動かさないかぎり農地扶でやれないのではないか、農全に不信感とはどういう考えか、申請した、道、支庁の指導で申請取消してもらいたい、役場敷地のしたが本別との話しあいでなにかの考慮をするということで若干問題は町長は三十一年十二月の議決を有効としているが三千九十九万円で売渡してほしいということにたいしてどうすすめるつもりか、色丘市場の構想をききたい、教育者は人の指導者でなければならないか十月二十六日に朝十時から消防会館で時限ストをやったが現場指導をしたのか、教育委員会の責任を問いたい、管理者である校長に責任はないのか教育者として適格者でないものは去らせるべきではないか、あと始末はどうするか

小林町長　十一月二十七日付の廃地法の売渡し申請についての問題は長い諮問解かせず消しておいても知事の特命事項として支庁長に委任されており町も支庁にあっせんを依頼している、具体的な解決の メドはきいていないが支庁でも年が明けてから大詰めの考えの方、意見を調整しようとしている

議会の不信感というのは中足寄の方々から会議のたびにきかされていることで、本会議で使ったのは申しわけない、役場敷地は交換の議決が有効の立場で、交換をとりやめて買収をとの指示にたいして回答を申し上げている

谷産業課長　色丘市場の申請は十二月一日に区域は足寄、陸別、阿寒の三町、場所は愛冠団地に建て一階百八十坪、二階五十三坪、駐車場六百坪の規模で町長が申請した、道、支庁の指導で申請したが本別との話しあいでなにかの考慮をするということで若干流動性がある

清水教育長　教育者の重要性はそのとおりで人づくりは人にある――人については学校長を通じて徹底をはかったが二十六日の集会は組合の集会なので手が及ばなかった、過渡的現象としての5・13、10・21、10・26、12・15の反省からこんどおきないように対策を講じたい

湯浅農委会長　申請書は町長と農業委員会に六名から出され、この内容は道農地開拓部が五月三十日付で全道的に通達した全文を記載し申請人は香川荒一、武藤綾雄、横和衛、佐々木正勝、畑中重和、大塚利夫の六氏である、この公用廃止地は三十五年十二月に町の申請により都市計画区画整理事業の目的で下付された土地であるが現況は農地であるから下付目的が達しない場合は農地法による一日も早く解決するよう町に指導してゆく

清水教育長　責任はおわったと思っていない、どんでないように対処したい、ゼ非無視したという点は10・21ストにたいして係争中で違法か適法となるか最終的な結論は出ていない、子供が犠牲になっては申しわけないので強力に指導してゆく

谷産業課長　市場の開設は町がやりその施設を業者に貸付し上げ町と一体となって解決策を見出すよう努力する、いまは言明できない、白滝線のクイは一月の議会に提案して支払いしたい

小林町長　農地法の申請の処分権は町長にある、支庁にも申し上げ町と一体となって解決策を講じたい

伊藤議員　処分権は町長にあるのではないか、町長はどう処理するのか、白滝線のクイの補償は早期に支払うべきではないか、色丘市場を町営でやって不保全で一般会計から金を出して色丘さんを助けることにならないか、教委も校長にも責任はないのか、法律を守らないものは適格か、不適格ならどうするのか

小林町長　農地法の申請の処分権は町長にある、支庁にも申し上げ町と一体となって解決策を講じたい、色丘市場の開設は町がやりその施設を業者に貸付して運営する、施設は約一千八百万円で設置されれば金額起債でやり貸付料は売上げの〇、五五%で、町はこれで起債を返還してゆく

清水教育長　責任はおわったと思っていない、どんでないように対処したい、ゼ非無視したという点は10・21ストにたいして係争中で違法か適法となるか最終的な結論は出ていない、子供が犠牲になっては申しわけないので強力に指導してゆく

清水教育長　教育者の重要性はそのとおりで人づくりは人にある――人については学校長を通じて徹底をはかったが二十六日の集会は組合の集会なので手が及ばなかった、過渡的現象としての5・13、10・21、10・26、12・15の反省からこんどおきないように対策を講じたい

湯浅農委会長　申請書は町長と農業委員会に六名から出され、この内容は道農地開拓部が五月三十日付で全道的に通達した全文を記載し申請人は香川荒一、武藤綾雄、横和衛、佐々木正勝、畑中重和、大塚利夫の六氏である、この公用廃止地は三十五年十二月に町の申請により都市計画区画整理事業の目的で下付された土地であるが現況は農地であるから下付目的が達しない場合は農地法による一日も早く解決するよう町に指導してゆく

谷産業課長　市場の開設は町がやりその施設を業者に貸付し上げ町と一体となって解決策を講じたい、色丘市場の開設は町がやりその施設を業者に貸付して運営する、施設は約一千八百万円で設置されれば金額起債でやり貸付料は売上げの〇、五五%で、町はこれで起債を返還してゆく

清水教育長　責任はおわったと思っていない、どんでないように対処したい、ゼ非無視したという点は10・21ストにたいして係争中で違法か適法となるか最終的な結論は出ていない、子供が犠牲になっては申しわけないので強力に指導してゆく

伊藤議員　処分権は町長にあるのではないか、町長はどう処理するのか、白滝線のクイの補償は早期に支払うべきではないか、色丘市場を町営でやって不保全で一般会計から金を出して色丘さんを助けることにならないか、教委も校長にも責任はないのか、法律を守らないものは適格か、不適格ならどうするのか

小林町長　農地法の申請の処分権は町長にある、支庁にも申し上げ町と一体となって解決策を講じたい、色丘市場の開設は町がやりその施設を業者に貸付して運営する、施設は約一千八百万円で設置されれば金額起債でやり貸付料は売上げの〇、五五%で、町はこれで起債を返還してゆく

清水教育長　責任はおわったと思っていない、どんでないように対処したい、ゼ非無視したという点は10・21ストにたいして係争中で違法か適法となるか最終的な結論は出ていない、子供が犠牲になっては申しわけないので強力に指導してゆく

谷産業課長　市場の開設は町がやりその施設を業者に貸付して運営する、施設は約一千八百万円で設置されれば金額起債でやり貸付料は売上げの〇、五五%で、町はこれで起債を返還してゆく

清水教育長　責任はおわったと思っていない、どんでないように対処したい、ゼ非無視したという点は10・21ストにたいして係争中で違法か適法となるか最終的な結論は出ていない、子供が犠牲になっては申しわけないので強力に指導してゆく

清水教育長　教育者の重要性はそのとおりで人づくりは人にある――人については学校長を通じて徹底をはかったが二十六日の集会は組合の集会なので手が及ばなかった、過渡的現象としての5・13、10・21、10・26、12・15の反省からこんどおきないように対策を講じたい

湯浅農委会長　申請書は町長と農業委員会に六名から出され、この内容は道農地開拓部が五月三十日付で全道的に通達した全文を記載し申請人は香川荒一、武藤綾雄、横和衛、佐々木正勝、畑中重和、大塚利夫の六氏である、この公用廃止地は三十五年十二月に町の申請により都市計画区画整理事業の目的で下付された土地であるが現況は農地であるから下付目的が達しない場合は農地法による一日も早く解決するよう町に指導